旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

徳島県知事　後藤田正純

徳島県条例第三十三号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和五十七年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第十二条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第十四条中「第三条の二第一項」を「第三条の三第一項」に、「第三条の三第一項」を「第三条の四第一項」に改める。

附　則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。